

熊本県公報

第 1 1 1 9 7 号
平成 16 年 11 月 24 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の変更……………(介護保険課) 1
 - 指定居宅介護支援事業所の変更……………(") 2
 - 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
 - 海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定……………(漁港課) 3
 - 海岸法第5条第4項の規定に基づく漁港管理者が管理する海岸保全区域の指定……………(") 4
 - 公有水面埋立免許の出願……………(") 4
 - 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定……………(建築課) 5
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 6
 - 平成16年度ふぐ処理師試験の実施……………(食品衛生課) 6
 - 熊本県総合型防災情報システム(FAX通報システム)構築業務委託の実施……………(防災消防課) 7
 - 熊本県ホームページ用サーバ及び関連機器の借入に係る入札の実施……………(広報課) 9
 - 熊本県電子自治体共同利用センター等構築事業の落札者決定……………(情報企画課) 11
 - 開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 12
- 登 載 依 頼**
- 平成16年度第7回公共事業再評価監視委員会の開催……………(土木技術管理室) 12
 - 熊本県バイオマス利活用基本方針検討委員会(第3回)の開催……………(環境政策課) 12
- 正 誤**
- 平成16年9月3日熊本県告示第916号(保安林の指定施業要件の変更に関する予定)中……………(森林保全課) 13
 - 平成16年3月15日熊本県告示第212号(車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定)中……………(道路総務課) 13

告 示

熊本県告示第1141号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。
平成16年11月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変 更 事 項	変 更 後 の 内 容
NPO法人 植木たすけあい 鹿本郡植木町広住 584-14	事業所の所在地	鹿本郡植木町岩野 432
アイリスケアセンター本渡 本渡市小松原町 13-13 富士開発ビル 2階	事業所の所在地	本渡市小松原町 12-10 Mビル 103号
ホームヘルプ本渡ケア・ホーム 本渡市下浦町 1383 番地 1	事業所の所在地	本渡市下浦町 2090 番地 7
紅い華ヘルパーステーション 熊本市田井島一丁目 3-27-702	事業所の所在地	熊本市田迎三丁目 4-21
厚生ヘルパーステーション 天草郡有明町小島子 1360 番地	事業所の所在地	本渡市諏訪町 1 番 21 号

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
たっくりハサポートセンター 熊本市山室二丁目13番地6号	事業所の所在地	熊本市武蔵ヶ丘一丁目15番地15号 ヴィブレI st201号

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
短期入所生活介護事業所 黎明館 鹿本郡植木町豊田188番地	事業所の所在地	鹿本郡植木町豊田187番地

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
東洋開発 有限会社 介護事業部 熊本市御領五丁目1番1号	事業所の名称	有限会社 I・M・I 介護事業部
有限会社 アルマ・ケア 本渡市東町28-27	事業所の所在地	本渡市本渡町広瀬5-82
シニアショップ 新屋敷 熊本市新屋敷二丁目10-17	事業所の名称 事業所の所在地	シニアショップ FUN 熊本市榎町15-191
太陽セランド株式会社熊本営業所 熊本市八反田1-3-78	事業所の所在地	熊本市御領六丁目3-80

熊本県告示第1142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の変更の届出があった。

平成16年11月24日

熊本県知事 潮谷 義子

【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
ごらく居宅介護支援事業所 上益城郡益城町赤井1964-2	事業所の所在地	上益城郡益城町赤井278
アイリスケアセンター本渡 本渡市小松原町13-13 富士開発ビル2階	事業所の所在地	本渡市小松原町12-10 Mビル103号
にしくまもと病院指定居宅介護支援事業所 下益城郡富合町古閑1012番地	事業所の所在地	下益城郡富合町古閑964-1
山鹿中央指定居宅介護支援事業所 山鹿市山鹿1000番地	事業所の所在地	山鹿市鹿校通一丁目2番地6号三和ビル
居宅介護支援事業所紅い華 熊本市田井島一丁目3-27-702	事業所の所在地	熊本市田迎三丁目4-21
トラスティーホームげんき 上益城郡益城町惣領木神1522番地1	事業所の所在地	上益城郡益城町惣領1491番地8
有限会社 介護サービスなごみ 熊本市近見七丁目5番11-508号	事業所の所在地	熊本市十禅寺二丁目6番10号

熊本県告示第1143号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字河原字新藤66、67、又72、109、字塔ノ原220の1、又224、227、228、234、235

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1144 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、平成 3 年 5 月 8 日熊本県告示第 378 号（海岸法第 3 条の規定に基づく海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成 16 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

沿 岸 の 区 域				指 定 区 域	
沿岸名	海岸名	地区海岸名	地先海岸名		
八代海	大浦元浦漁港			1号点、2号点、3号点、4号点、5号点、6号点、7号点、8号点、9号点、10号点、11号点、12号点、13号点、14号点、15号点、16号点、17号点、18号点、19号点、20号点、21号点、22号点、23号点、24号点、25号点、26号点、27号点、ウ点、ム点、ラ点、ナ点、ネ点、ツ点、ソ点、レ点、タ点、ヨ点、カ点、ワ点、ヲ点、ル点、ヌ点、リ点、チ点、ト点、ヘ点、ホ点、ニ点、ハ点、コ点、イ点の各点と1号点を順次結んだ線に囲まれた区域	
			註		
			中津	1号点	御所浦町字中津 5362 番地の 2 の西角に設置した標柱
				2号点	1号点から 134 度 00 分 93 メートルの地点
				3号点	2号点から 174 度 00 分 171 メートルの地点
			元浦	4号点	3号点から 179 度 00 分 219 メートルの地点
			赤坂	5号点	4号点から 224 度 30 分 343 メートルの地点
			浦	6号点	5号点から 192 度 00 分 104 メートルの地点
			今浦	7号点	6号点から 231 度 00 分 178 メートルの地点
				8号点	7号点から 226 度 00 分 152 メートルの地点
			真浦	9号点	8号点から 290 度 30 分 121 メートルの地点
			大浦	10号点	9号点から 351 度 00 分 114 メートルの地点
				11号点	10号点から 51 度 00 分 96 メートルの地点
				12号点	11号点から 342 度 30 分 52 メートルの地点
				13号点	12号点から 22 度 30 分 100 メートルの地点
			泊り	14号点	13号点から 291 度 30 分 87 メートルの地点
				15号点	14号点から 356 度 00 分 34 メートルの地点
				16号点	15号点から 48 度 00 分 53 メートルの地点
				17号点	16号点から 4 度 00 分 87 メートルの地点
				18号点	17号点から 333 度 00 分 79 メートルの地点
				19号点	18号点から 44 度 00 分 68 メートルの地点
			ナゴ	20号点	19号点から 332 度 30 分 68 メートルの地点
				21号点	20号点から 244 度 00 分 65 メートルの地点
				22号点	21号点から 326 度 00 分 50 メートルの地点
	23号点	22号点から 211 度 00 分 135 メートルの地点			
	24号点	23号点から 243 度 30 分 166 メートルの地点			